

27PW-am242

投薬事故における薬剤師の助言責任

○鈴木 順子¹, 秋本 義雄², 鈴木 政雄³, 福島 紀子⁴, 宮本 法子⁵(¹北里大薬, ²東邦大薬, ³いわき明星大薬, ⁴共立薬大, ⁵東京薬大薬)

論点：投薬時、薬剤師の疑義又は助言を医師が聞き入れず、患者死亡のような重大な事故となった場合、薬剤師の責任はどのように判断されるか。

検討事例： 整形外科医が、拡張型心筋症の持病を持つ高齢者の手術後に急性循環不全改善剤を過剰に投与し、急性肺水腫により患者を死亡させた件につき、業務上過失致死有罪判決が宣告された事例：H15. 3. 28 新潟地裁 業務上過失致死被告事件

判旨：『・・・薬剤師から多すぎるのではないかとの指摘を再三受けながら、指摘を無視して、使用量を十分に確認することなく、大量にその点滴を続行したため、被害者を死亡させ・・・、業務上過失の程度は高く、その態様も悪質である。』

考察：本件では、薬剤師等の再三の指摘を無視し、使用量を十分に確認もしなかったことを「悪質」と断じる。一方、医療機関で、「使用量などについて、照会しても考慮してくれないので、そのまま調剤している」という声を1度ならず聞く。本件に照らせば、1) 疑義照会や助言を怠りそのまま調剤を行った場合は、医師と同等の有責任が問われる。2) 疑義照会や助言を行ったとしても、職責と身上を賭したものと認められない場合はやはり有責任を免れない。3) 疑義照会や助言が医療経過上必要十分であったことが客観的事実として明示されない限りは、有責任を免れない、等の点が引き出される。これは、薬剤師にとって疑義照会こそが投薬の安全性を確保するための職務上の絶対的義務かつ生命線であり、プロとしていかなる心理留保の余地もないことを意味する。専門的医療スキルとしての疑義照会の意味を、我々は十分にとらえているだろうか。実は、社会の眼（司法判断）のほう为数段厳しく、先行しているのかもしれない。